

## 〔ザバススポーツクラブ／川崎 会則〕

**第1条(名称)**

本クラブは、「ザバススポーツクラブ／川崎」(以下本クラブといいます)と称します。

**第2条(所在地)**

本クラブの所在地は、川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエアB1Fとします。

**第3条(運営管理会社)**

本クラブの運営管理は、株式会社明治スポーツプラザ(以下「会社」といいます)が行います。

**第4条(目的)**

本クラブは、スポーツ・フィットネスを通じて健康の維持・増進と会員相互の親睦をはかることを目的とします。

**第5条(入会契約の締結及び手続き)**

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 本クラブに入会しようとする方は、本会則及び細則等の諸契約を会社と締結しなければなりません。
3. 会社は、2に際して本会則及び細則等の契約書を交付するものとします。
4. 本クラブの会員種類、利用条件等は、細則の通りとします。
5. 本クラブへの入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で所定の入会金及び会費等を会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

**第6条(会員資格)**

本クラブの入会資格は、以下のとおりとします。

- (1) 本クラブの主旨に賛同し、本会則及び細則等の諸規則を遵守できる方。
- (2) フィットネス会員は、15歳以上(中学生を除く)で、未成年者の場合には親権者の同意がある方。
- (3) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病及びこれに類する疾患のない方。
- (4) 医師から運動を禁止されていない方。
- (5) 刺青等をしておらず、暴力団関係者でない方。
- (6) 会社が審査を行い、適当と認めた方。

**第7条(会員証)**

会社は、会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- (1) 会員は本クラブの利用にあたり、会員証を提出しなければなりません。
- (2) 会員証は記名された本人のみが使用し、他人に譲渡・貸与できません。
- (3) 会員は会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還しなければなりません。

**第8条(譲渡及び名義変更)**

本クラブの会員資格の譲渡及び名義変更はできません。

**第9条(入会金)**

1. 会員は、細則に定める入会金を支払うものとします。ただし、入会金の金額はキャンペーン等により変動することがあります。
2. 入会金は退会時まで有効です。

**第10条(会費)**

会員は細則に定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により支払うものとします。

**第11条(会費等の変更)**

会社は、入会金・会費・利用料等が社会・経済情勢等の変動により不相応なものになった場合、変更することができるものとします。

**第12条(休会)**

1. 会員は、各月の16日(16日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、16日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届け出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。  
休会最終月の16日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出する事により延長が可能です。  
(最長、一回につき連続1年間まで)

**第13条(ビジター)**

会社は、会員の利用の妨げにならない範囲で、会員以外の方(以下ビジターといいます)に施設を利用させることがあります。

**第14条(利用制限)**

次の各号の1つに該当する方は本クラブの施設を利用することができません。

- (1) 酒気を帯びている方。
- (2) 刃物等危険物を持っている方。

**第15条(免責)**

会社は本クラブ内で発生した盗難・障害その他の事故について一切の責任を負わないものとします。

**第16条(損害賠償責任)**

1. 会員が自己の責任に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものとします。
2. 会員は自らが同伴したビジターが会社または第三者に損害を与えた場合には、連帯して賠償責任を負うものとします。

**第17条(退会)**

1. 会員が本契約を解除しようとするときは、当月の16日までに会社に退会届を提出するものとします。
2. 会員は、退会届を提出した当月の会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。

**第18条(閉館)**

会社は次の場合、本クラブを閉鎖し、すべての会員との契約を解除することができ、その際会員は損害賠償等の異議の申し立てはできないものとします。

- (1) 法令の制定・改廃または行政指導により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- (2) 天災・地変により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- (3) 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない事由により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。

**第19条(会員資格の喪失)**

会員は次の各号の1つに該当した場合、その資格を喪失し、翌月以降の会費は免除されるものとします。

- (1) 死亡
- (2) 除名
- (3) 法人の解散、または法人が破産・和議の申し立てを行ったとき。

**第20条(除名)**

会員が次の各号の1つに該当する場合、会社は会員を除名することができるものとします。

- (1) 本会則、細則その他会社が定める諸規則に違反したとき。
- (2) 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき。
- (3) 本クラブの名誉を傷つけたとき。
- (4) 本クラブの秩序を乱したとき。
- (5) 本クラブの施設、設備等を故意に破損したとき。
- (6) 会費の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
- (7) その他会社が除名を相当と認めたとき。

**第21条(変更届)**

1. 会員は氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに会社に変更届を提出するものとします。
2. 会社から会員に対して行う通知・連絡等は届出住所宛てにすれば足りるものとします。

**第22条(諸規則の遵守)**

会員及び会社は、本会則・細則その他の諸規則を遵守するものとします。

**第23条(細則等)**

本会則に定めのない事項並びに運営上必要な事項については、別に細則その他の規則に定めます。

**第24条(改定)**

本会則の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本クラブが本会則の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

**第25条(発効)**

本会則は2020年9月1日より発効します。

<2020年8月改訂>